令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　登米市

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	89.3　%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.2　%
全職員	79.9　%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	76.5　%
本庁課長相当職	69.4　%
本庁課長補佐相当職	95.5　%
本庁係長相当職	101.3　%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	92.6　%
３１～３５年	89.7　%
２６～３０年	88.6　%
２１～２５年	85.8　%
１６～２０年	94.6　%
１１～１５年	94.9　%
６～１０年	93.3　%
１～５年	81.8　%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】
・男性の管理職員が多く、管理職手当支給対象者の約 70%を占めるもの。
・男性が世帯の生計維持者となっている場合が多く、扶養手当支給対象者の約 72%を占めるもの。
【任期の定めのない常勤職員以外の職員】
・会計年度任用職員が全体の約 94%を占めており、そのうち比較的勤務時間が長く給料水準の高い職種（保育士・保育教諭等）が女性となっているもの。
【全職員】
・相対的に給料の低い会計年度任用職員のうち、約 70%を女性が占めるもの。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。